

田辺市庁舎内での弁当等販売事業者募集要項

1. 目的

田辺市庁舎内において、来庁者及び職員等の利便性の確保を図るため、弁当等を販売する事業者を募集するものである。

なお、本件は田辺市庁舎等管理規則（平成 17 年田辺市規則第 12 号）第 7 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、田辺市庁舎内における販売行為を許可するものである。

2. 販売条件等

- (1) 所在地 田辺市東山一丁目 5 番 1 号
- (2) 販売場所 田辺市庁舎 2 階 交流モールのうち市が指定する場所
- (3) 販売スペース 2 平方メートル程度
- (4) 販売商品 弁当、パン、おにぎり及びその場での調理を要しない食品
※庁舎内で食品を製造、加工又は調理（加熱やつぎ分けを含む。）を行うことはできない。
※個包装した物のみを販売すること。
- (5) 販売期間 許可の日から令和 9 年 3 月 31 日まで
※販売期間の開始日は令和 8 年 9 月上旬を予定
- (6) 販売日 平日（月～金曜日。閉庁日を除く。）原則として週 1 日
※申込状況により、販売日を調整する場合がある。
※申込者数が少ない場合は、最大週 2 日まで許可することができる。
- (7) 販売時間 準備及び片付けを含めて、午前 11 時 30 分から午後 1 時 30 分まで
※販売については、正午から午後 1 時まで
- (8) 使用料等 無料

3. 応募資格

- (1) 田辺市内に事業所又は店舗等を有する者であること。
- (2) 販売商品を販売するにあたり、法令により必要となる許可、資格等がある場合は、当該許可又は資格等を有していること。
- (3) その他、本件の事業者として不適当と認められる者でないこと。

4. 応募申込手続

(1) 応募方法

本市ホームページから申請書様式をダウンロードし、郵送又は持参により提出すること。

(2) 提出書類

ア 田辺市庁舎弁当等販売申請書 1部

イ 許可証等の写し（法令により必要となる許可、資格等がある場合に限る。） 1部

(3) 提出先

〒646-8545 田辺市東山一丁目5番1号

田辺市総務部総務課庶務係 宛て

(4) 提出期限

令和8年8月27日（木）午後5時 必着

5. 販売事業者の決定

(1) 決定方法

① 提出された申請書の確認を行い、応募資格を満たしている者を販売事業者として決定する。ただし、応募が多数の場合は抽選等により決定する。

※「4 応募申込手続」における提出期限を過ぎて応募があった場合、上記①で決定された出店事業者が出店しない日程に限り、先着順で出店を許可するものとする。

(2) 決定日

販売事業者の決定は、令和8年8月下旬頃を予定している。

申込みがあった事業者ごとに販売日程等の調整を行い、結果を電話にて通知する。

(3) 許可書の発行

販売事業者として決定した者に対して、許可書を発行する。

6. 申込みの無効及び許可の取消し

(1) 申込みの無効

次のいずれかに該当する申込みは無効とする。

ア 応募資格のない者によるもの

イ 提出期限までに提出がなかったもの

ウ 記載内容に不備があるもの

(2) 許可の取消し

次のいずれかに該当する場合は、許可を取り消す。

ア 本要項に規定する各条件等に違反した場合

イ 本要項に規定する応募資格を満たさなくなった場合

ウ 正当な理由なく、許可条件又は本市の指示に従わなかった場合

エ その他、本件の事業者として不適当と認められる場合

7. その他

(1) 販売期間内における具体的な販売日については、市が別に指示する方法により事前に

報告すること。

- (2) 販売に当たり必要となる備品類等については事業者が準備すること。
- (3) 販売中は販売員が常駐するとともに、販売に伴う金銭の授受等については各事業者で対応すること。
- (4) 販売商品に関するトラブルについて、本市は一切の責任を負わない。
- (5) 市の業務に支障を来す行為は行わないこと。
- (6) 販売を行うにあたり、電気、ガス、水道等を使用することはできない。
- (7) 販売商品の搬入及び搬出は市が指示する場所から行うこととし、通行者や他の車両の妨げとならないよう十分に配慮すること。

問い合わせ先

〒646-8545 田辺市東山一丁目5番1号
田辺市総務部総務課庶務係 田ノ岡、北山
TEL 0739-26-9916 (直通)